

## 自己評価書の記述において基準・解釈指針が求めている事項が確認できなかった事例等一覧

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>基準 1-1-1</b> 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。		
<b>基準 1-1-2</b> 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価書に記述されている「教育の理念、目的」等と、根拠資料として添付されているパンフレット、ウェブサイトにおける「教育の理念、目的」等の表記が不統一である。自己評価書内においても章によって、「教育の理念、目的」等の表記が一致していない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 1-1-2-1</b> 各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。		
<b>基準 2-1-1</b> 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。		
<b>解釈指針 2-1-1-1</b> 法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>「学部での法学教育との関係」が明確にされていること、「段階的」かつ「完結的」な理論教育と実務教育との架橋が行われるよう教育課程が編成されていることがわかるよう記述ください。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>基準 2-1-2</b>            次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。</p> <p>(1) 法律基本科目            (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)</p> <p>(2) 法律実務基礎科目            (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)</p> <p>(3) 基礎法学・隣接科目            (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)</p> <p>(4) 展開・先端科目            (応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設授業科目が、評価実施年度のカリキュラムと一致しておらず、古い授業科目名が記述されている例がある。(特に予備評価を受けた法科大学院において変更があったのに予備評価時の記述と同じであった。)</li> </ul>	

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>解釈指針 2-1-2-1</b> 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設授業科目が羅列されているだけで、4区分ごとに主としてどのような教育内容を扱っているものなのか（各解釈指針に合致した内容なのか）の記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各科目区分の開設単位数については、基準 2-1-3 で記述ください。</li> </ul>
<b>解釈指針 2-1-2-2</b> 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容であること。		
<b>解釈指針 2-1-2-3</b> 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることにより寄与する科目であって、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容であること。		
<b>解釈指針 2-1-2-4</b> 展開・先端科目は、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容であること。		
<b>解釈指針 2-1-2-5</b> 内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。		
<b>基準 2-1-3</b> 基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に依じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 2-1-3-1</b></p> <p>基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。</p> <p>(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） 10 単位</p> <p>(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 32 単位</p> <p>(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 12 単位</p>		
<p><b>解釈指針 2-1-3-2</b></p> <p>(1) 法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する授業科目 6 単位が必修とされていること。</p> <p>ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位）</p> <p>イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位）</p> <p>ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）</p>		
<p><b>解釈指針 2-1-3-2</b></p> <p>(2) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の授業科目が開設されていること。また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「法曹倫理」などの独立した授業科目以外の授業科目においても、法曹としての責任感や倫理観を涵養する教育が行われていることの説明がない。また、説明があっても具体的な授業科目名や教育内容・方法に係る記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般にクリニック、エクスターンシップの科目については、「法曹倫理」について学ばせた上で履修させることが適切と考えられるため、クリニック、エクスターンシッ</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
		<p>プを実施する前に授業科目「法曹倫理」を履修するカリキュラムになっているか、また、そのようなカリキュラムになっていない場合、事前に法曹倫理に関する適切な指導を行っているかについても記述ください。</p>
<p><b>解釈指針 2-1-3-2</b>  (3) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。  ア 法情報調査  (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)  イ 法文書作成  (契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法情報調査及び法文書作成に係る教育内容について、学生全員に指導が行われているかが分かる記述がない。</li> </ul>	<p>→ 授業科目の中で指導している場合には、具体的な授業科目名、必修となっているかなど、法学既修者・未修者を問わず全員に指導されていることが分かるよう明確に記述し、当該指導が行われていることが確認できる資料（レジュメ等の抜粋など）も添付ください。</p> <p>また、授業科目以外で指導が行われている場合には、その具体的内容・方法を、全員に対して指導しているかが分かるよう明確に記述し、当該指導が行われていることが確認できる資料も添付ください。</p>
<p><b>解釈指針 2-1-3-2</b>  (4) 法律実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、平成23年度までに、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。  ア 模擬裁判  (民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的スキルを身に付けさせる教育内容)  イ ローヤリング  (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解釈指針に掲げている「模擬裁判」等が独立した授業科目として開設されていない場合、どの授業科目において教育が行われているか具体的な記述がない。また、記述がある場合でも、具体的な内容が確認できる資料（シラバスにおける該当箇所を印を付けるなど）が添付されていない。</li> </ul>	

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備考									
<p>と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)</p> <p>ウ クリニック (弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)</p> <p>エ エクスターンシップ (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)</p>											
<p><b>解釈指針 2-1-3-2</b> (5) 法律実務基礎科目については、(1) 及び (3) に定める内容の授業科目並びに (4) に例示する内容の授業科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する授業科目を開設することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該解釈指針に係る記述がない。</li> </ul>	<p>→ 「公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する授業科目」が開設されていない場合は、その旨を明確に記述ください。</p>									
<p><b>基準 2-1-4</b> 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>授業科目が設置基準に照らして必要な時間数開講されているとの趣旨から、休講となった授業科目における補講が適切に行われているかも重要であり、休講に対する補講の実施状況が確認できる資料（休講補講一覧等）を添付ください。 (添付例：休講補講一覧)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1518 1046 2083 1155"> <thead> <tr> <th>授業科目名</th> <th>休講月日</th> <th>補講月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A法</td> <td>●月●日</td> <td>●月◎日</td> </tr> <tr> <td>B法</td> <td>○月▲日</td> <td>■月△日</td> </tr> </tbody> </table> <p>のように休講日に対していつ補講が何回行われたか把握できる資料を提出してください。</p>	授業科目名	休講月日	補講月日	A法	●月●日	●月◎日	B法	○月▲日	■月△日
授業科目名	休講月日	補講月日									
A法	●月●日	●月◎日									
B法	○月▲日	■月△日									
<p><b>基準 3-1-1</b> 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目につ</p>											

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p>いて同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。</p>		
<p><b>解釈指針 3-1-1-1</b>            法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。（なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。）</p>		
<p><b>解釈指針 3-1-1-2</b>            基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。            (1) 当該授業科目を再履修している者。            (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業を受ける学生数に、①再履修の者、②他専攻等の学生及び科目等履修生が含まれているかどうかの記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他専攻等の学生や科目等履修生の履修を認めていない場合には、その旨を明記してください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 3-1-1-3</b>            他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他専攻等の学生又は科目等履修生による授業科目の履修が認められている場合に、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られているのかどうかの記述がない。</li> </ul>	
<p><b>基準 3-1-2</b>            法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準3-1-2では、基準3-1-1で分析した学生数のうち、特に法律基本科目について、50人を標準としたものになっているかどうかの記述がない。</li> </ul>	
<p><b>解釈指針 3-1-2-1</b>            法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。            80人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。            （解釈指針3-2-1-3を参照。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律基本科目について同時に授業を行う実際の学生数が80人を超えていないかどうかの記述がない。</li> <li>同時に授業を行う学生数が80人を超えている場合に、解釈指針で求めている内容（①超えるに至った事情、②是正措置、③密度の高い教育が妨げられないための具体的な措置）に係る記述がない。</li> </ul>	<p>→ 実際の学生数が80人を超えていない場合は、その旨を明確に記述ください。</p> <p>→ 万一、80人を超えている場合には、左記①②③の全てについて説明されている必要があります。</p>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>基準 3-2-1</b> 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。</p> <p>(1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。</p> <p>(2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。</p> <p>(3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>シラバス等を確認し、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法（レポート、期末試験など考慮要素及びその割合）があらかじめ学生に周知されているか明確に記述ください。（どのような方法により周知されているかも記述ください。）</li> </ul>
<p><b>解釈指針 3-2-1-1</b> 「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識をいうものとする。</p>		
<p><b>解釈指針 3-2-1-2</b> 「批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。</p>		
<p><b>解釈指針 3-2-1-3</b> 「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。</p> <p>法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。（解</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>授業科目の中で行われている討論の方法や用いられている教材等を分析し、例を掲げてわかりやすく記述ください。</li> </ul>



基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p>釈指針 3-1-2-1 を参照。)</p> <p><b>解釈指針 3-2-1-4</b>            法律実務基礎科目については、次に掲げる事項が確保されていること。</p> <p>(1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。</p> <p>(2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリニック及びエクスターンシップにおいて、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われているかどうかの記述がない。また、記述はあるが、そのことが実際に行われていることを示す資料（例えば、誓約書や事前のスクーリングの内容が分かる資料等）が添付されていない。</li> <li>・ エクスターンシップにおいて、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられているかの記述がない。</li> <li>・ エクスターンシップにおいて単位認定を受ける学生が、研修先から報酬を受け取っていないことについての記述がない。</li> </ul>	<p>→ 報酬を受け取っていないことを示す資料（協定書、誓約書等で当該事項が確認できるものなど）を添付ください。</p>
<p><b>解釈指針 3-2-1-5</b>            学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。</p> <p>(1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。</p> <p>(2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。</p> <p>(3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。</p> <p>(4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであるとの記述はあるが、確認する資料として時間割表が添付されていない。</li> </ul>	
<p><b>解釈指針 3-2-1-6</b>            集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集中講義における事前事後の学習に必要な時間が確保されるための配慮について記述がない。また、記述があっても、その内容を確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	<p>→ 分析のポイントとしては、①複数授業を同一期間に並行して履修するような時間割となっていないか、②余裕を持って予習の資料を配付しているか、③授業終了後から</p>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
		<p>試験までの間に十分な期間を置いているかなどを考慮して記述してください。</p> <p>→ 参考資料としては、集中講義の日程及び時間割、当該授業科目の試験日等が確認できるものを添付ください。</p>
<p><b>基準 3-3-1</b> 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。 在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として単位を与える授業科目であればすべて履修科目として登録することのできる単位数に含める必要があることから、集中講義なども含まれているかについても（除外されているものがあるか否か）記述ください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 3-3-1-1</b> 法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1、2年次の履修登録可能な単位数の上限について、36単位を超える単位数の設定となっている場合、その理由がキャップ制の趣旨に照らして合理的なものであるかどうかについての記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、「36単位を超える部分が、クリニックやエクスターンシップのような実習の授業科目に限定されている」など、その理由がキャップ制の趣旨に照らして合理的なものであることを明確に記述ください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 3-3-1-2</b> 法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。 これを超える単位数の設定はすることができない。</p>		
<p><b>解釈指針 3-3-1-3</b> 解釈指針 3-3-1-1 で定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準 4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとして定めることができる。 解釈指針 3-3-1-2 で定める履修登録可能な単位数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修登録可能な単位数の上限に、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準 4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含めているかどうかの記述がない。</li> <li>進級が認められた場合の再履修科目単位数について、最終年次を除いて、各年次における履修登録可能な単位数の上限に含ま</li> </ul>	

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p>は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。</p>	<p>れているかどうか(又は、4単位を限度としてキャップ制に算入しないものとしているか)の記述がない。</p>	
<p><b>解釈指針3-3-1-4</b>            研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。</p>		
<p><b>基準4-1-1</b>            学修の成果に係る評価(以下、「成績評価」という。)が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。            (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。            (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。            (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。            (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。</p>		
<p><b>解釈指針4-1-1-1</b>            基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、授業科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学院が設定している成績評価の基準として、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方及び各授業科目の成績評価における考慮要素が設定され、学生にあらかじめ示されているかどうか、また、どのような方法で周知されているのかの記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績のランク分けとは、例えば「優(80点以上)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)」、各ランクの分布の在り方とは「優は10%、良は20%…」、各授業科目の成績評価における考慮要素とは「発言点10点、レポート20点、期末試験70点…」などが考えられます。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 4-1-1-2</b>            基準 4-1-1 (2) における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。            (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。            (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。            (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解釈指針に掲げられているような、またそれ以外の措置がとられているかどうかの記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3)は例示なので、必ずしもすべて行われる必要はありませんが、実施しているものはすべて記述ください。また、その他の措置を講じている場合は、その内容を記述ください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 4-1-1-3</b>            基準 4-1-1 (3) にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該試験に係る成績評価の基準（採点のポイント等）及び成績分布データが学生に告知されているかどうか、また、告知されている場合どのような方法で告知されているかの記述がない。</li> </ul>	
<p><b>解釈指針 4-1-1-4</b>            基準 4-1-1 (4) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再試験についても厳正な成績評価が行われているかどうか、及び追試験について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されているかどうか記述がない。</li> </ul>	<p>→ 再試験、又は、追試験の一方のみの記述しかされていない例が多いので、それぞれについて明確に記述ください。            → 再試験及び追試験が実施されていない場合は、その旨を記述ください。</p>
<p><b>基準 4-1-2</b>            学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位をもとに、当該法科大学院における単位として認定する制度の有無、対象範囲、厳正で客観的な成績評価を行うための方法（審査手続の過程等）に係る記述</li> </ul>	

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備考
	がない。	
<b>基準 4-1-3</b> 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。		
<b>解釈指針 4-1-3-1</b> 進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象学年、進級要件、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲等）について記述がない。また、記述があっても、根拠となる資料（研究科規程、履修要綱の該当部など）が添付されていない。</li> <li>進級制が採用されているが、学生にどのようにして周知しているかの記述がない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 4-1-3-2</b> 進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>進級制が採用されていない場合に、その理由及び段階的履修を確保するための進級制に代わる措置が講じられているかどうかの記述がない。</li> </ul>	
<b>基準 4-2-1</b> 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。 （１）３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、９３単位以上を修得していること。 この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。 ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 なお、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすこ	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす制度の有無、取扱い内容、みなされる単位の上限の記述がない。また、記述があっても、根拠となる資料（履修規程等）が添付されていない。</li> <li>当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす制度の有無、取扱い内容、みなされる単位の上限の記述がない。また、記述があっても、根拠となる資料（履修規程等）が添付されていない。</li> <li>法学既修者に関して、当該法科大学院が在学したとみなす期間、当該法科大学院が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職大学院設置基準第 21 条～第 25 条に照らし、適切な制度となっているか考慮して記述ください。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考												
<p>とができる。</p> <p>イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。</p> <p>なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。</p> <p>ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。</p> <p>(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。</p> <p>ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。</p> <table border="0" data-bbox="241 1182 748 1390"> <tr> <td>ア 公法系科目</td> <td>8単位</td> </tr> <tr> <td>イ 民事系科目</td> <td>24単位</td> </tr> <tr> <td>ウ 刑事系科目</td> <td>10単位</td> </tr> <tr> <td>エ 法律実務基礎科目</td> <td>6単位</td> </tr> <tr> <td>オ 基礎法学・隣接科目</td> <td>4単位</td> </tr> <tr> <td>カ 展開・先端科目</td> <td>12単位</td> </tr> </table>	ア 公法系科目	8単位	イ 民事系科目	24単位	ウ 刑事系科目	10単位	エ 法律実務基礎科目	6単位	オ 基礎法学・隣接科目	4単位	カ 展開・先端科目	12単位	<p>修得したものとみなす単位数などの取扱い内容の記述がなく、また、根拠となる資料（履修規程等）が添付されていない。</p>	
ア 公法系科目	8単位													
イ 民事系科目	24単位													
ウ 刑事系科目	10単位													
エ 法律実務基礎科目	6単位													
オ 基礎法学・隣接科目	4単位													
カ 展開・先端科目	12単位													

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)		
<b>解釈指針4-2-1-1</b> 修了の認定に必要な修得単位数は、102単位を上限とすること。		
<b>解釈指針4-2-1-2</b> 基準4-2-1(3)にいう法律基本科目は、授業科目の名称を問わず、実質的な内容が法律基本科目に当たるものを含む。		
<b>基準4-3-1</b> 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。		
<b>解釈指針4-3-1-1</b> 「法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法」とは、基準4-2-1(1)ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであること。		
<b>解釈指針4-3-1-2</b> 法律科目試験を実施する場合には、当該法科大学院と同じ大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置がとられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられているかどうかの記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出題面及び採点面それぞれについて必ず記述ください。</li> <li>→ 出題における公平を保つことができるような措置としては、例えば、自大学法学部の定期試験で出題された問題と類似の出題がないよう配慮しているなどが考えられます。</li> <li>→ 採点における公平を保つことができるような措置としては、例えば、受験者の名前を伏せるなど匿名性を確保することなどが考えられます。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 4-3-1-3</b>  当該法科大学院が法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合には、解釈指針 4-3-1-1 に照らして、適正な判定方法であることが明らかにされていること。</p>		
<p><b>解釈指針 4-3-1-4</b>  学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合には、解釈指針 4-3-1-1 に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。</p>		
<p><b>解釈指針 4-3-1-5</b>  当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていること。</p>		
<p><b>基準 5-1-1</b>  教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。</p>		
<p><b>解釈指針 5-1-1-1</b>  「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。</p>		
<p><b>解釈指針 5-1-1-2</b>  「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、法科大学院内に設置されていることをいうものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解釈指針が求める組織（例：FD委員会等）が設置されていることは記述されているが、実際の活動内容が確認できる資料（例：議事要旨等）が添付されていない。</li> </ul>	



基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 5-1-1-3</b>  「研修及び研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。  (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。  (2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。  (3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員相互の授業参観を実施しているなどの記述があるが、その実施内容が確認できる資料（例：実施要項、実施報告書等）が添付されていない。</li> <li>・ 学生アンケートを実施しているとの記述があるが、その結果が改善に資しているかどうか記述がない。また、アンケート結果が資料として添付されておらず内容が確認できない。</li> <li>・ その他、各種の取組みについての記述はあるが、その具体的な内容や実施実績が分かる資料が添付されていない。</li> </ul>	
<p><b>基準 5-1-2</b>  法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。</p>		
<p><b>解釈指針 5-1-2-1</b>  実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究者教員が弁護士登録し、実務上の知見を得るための活動を行っているなどの記述があるが、どのような活動内容であるかの記述がない。</li> <li>・ 実務家教員が教育上の経験を確保するための機会として、次のような措置を行っているなどの記述があるが具体的な内容や実績が分かる記述・資料がない。  （例）模擬授業の実施、他の法科大学院の授業の見学、各種シンポジウムへの派遣など</li> <li>・ 研究者教員が実務上の知見を確保するための機会として、次のような措置を行っているなどの記述があるが具体的な内容や実績が分かる記述・資料がない。</li> </ul>	

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
	(例) 弁護士会等が実施する研究者教員向けの実務研修、各種シンポジウムへの派遣など	
<b>基準 6-1-1</b> 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価書に記述されているアドミッション・ポリシーと、根拠資料として添付されているパンフレット、ウェブサイトにおけるアドミッション・ポリシーの記述が合致していない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 6-1-1-1</b> 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制がとられていること。		
<b>解釈指針 6-1-1-2</b> 入学志願者に対して、当該法科大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準 9-3-2 に定める事項について、事前に周知するよう努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ウェブサイト、入試説明会等で周知している」などの記述があるが、確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	→ 各事項がどの媒体に載せられて周知されているのか具体的に記述ください。
<b>基準 6-1-2</b> 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドミッション・ポリシーに基づいた選抜の種類（例：一般選抜と社会人を対象にした特別選抜など）及び選抜の方法（例：第一次選抜及び第二次選抜など）が具体的に記述されていない。</li> </ul>	
<b>基準 6-1-3</b> 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。		
<b>解釈指針 6-1-3-1</b> 入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p>に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。</p>		
<p><b>解釈指針 6-1-3-2</b>            入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。</p>		
<p><b>基準 6-1-4</b>            入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>特に法学末修者については法律の知識を問うことは適切でないことから、法学末修者の入学者選抜において旧司法試験の短答式試験または論文試験の合格実績、法学検定試験の合格など法律の知識に関する能力を加点事由としているようなことがないかどうか明記ください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 6-1-4-1</b>            入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。</p>		
<p><b>基準 6-1-5</b>            入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な学生を確保するため、外国語能力など特に優れた能力を優先する枠や、他学部出身者及び社会人について優先合格枠を設けている場合には、その旨記述ください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 6-1-5-1</b>            大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう努めていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な学識及び課外活動の実績を評価しているなどの抽象的な記述にとどまり、具体的な記述がない。</li> </ul>	<p>→ 例えば、TOEFL のスコア、クラブ活動の実績等を評価した実例などを基に記述されるとより明確になると考えられます。</p>
<p><b>解釈指針 6-1-5-2</b>            社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験を適切に評価できるよう努めていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な実務経験及び社会経験を評価しているなどの抽象的な記述にとどまり、具体的な記述がない。</li> </ul>	<p>→ 例えば、医師、公認会計士としての活動等を評価した実例などを基に記述されるとより明確になると考えられます。</p>
<p><b>解釈指針 6-1-5-3</b>            入学者選抜に当たって、入学者のうちに法学を履修する</p>		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p>課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。</p>		
<p><b>解釈指針 6-1-5-4</b>            入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が2割に満たない場合には、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するとともに、満たさなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。</p>		
<p><b>基準 6-2-1</b>            法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。</p>		
<p><b>解釈指針 6-2-1-1</b>            基準6-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。</p>		
<p><b>解釈指針 6-2-1-2</b>            在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在籍者数が収容定員を上回っている場合に、その状態が恒常的なものとならないための措置が講じられているのか記述がない。</li> </ul>	
<p><b>基準 6-2-2</b>            入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。</p>		
<p><b>解釈指針 6-2-2-1</b>            在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。</p>		
<p><b>基準 7-1-1</b>            学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。</p>		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>解釈指針 7-1-1-1</b> 入学者に対して、法科大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学者に実施されるガイダンスの内容が確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 7-1-1-2</b> 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるように、履修指導において、特段の配慮がなされていること。		
<b>解釈指針 7-1-1-3</b> 法学既修者に対しては、各法科大学院における法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るために適切な履修指導が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法学既修者に対して行う理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導の内容が具体的に記述されていない。</li> </ul>	→ 内容が確認できる資料の添付（例：既修者コース入学ガイダンス配付資料等）も添付ください。
<b>解釈指針 7-1-1-4</b> 履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。		
<b>基準 7-1-2</b> 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィスアワーが設定されている場合に、実施体制（教員全員 or 専任教員のみ）及びその実施状況が確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	→ 資料としては、履修要覧においてオフィスアワーの体制について定めた箇所、実施教員が分かるものを添付ください。
<b>解釈指針 7-1-2-1</b> オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。		
<b>解釈指針 7-1-2-2</b> 学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィスアワーを設定している場合に、実施場所についての記述がない。</li> </ul>	→ 例えば、「専任教員は研究室において、兼任教員は非常勤講師室でオフィスアワーを実施している」と具体的に記述ください。  <ul style="list-style-type: none"> <li>オフィスアワーの実施に係る施設の状況のみならず、その他の学習相談・助言を行うための専用の施設を整備している場合などには、それについても記述ください。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>基準 7-1-3</b> 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。		
<b>基準 7-2-1</b> 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。		
<b>解釈指針 7-2-1-1</b> 各法科大学院は、多様な措置(各法科大学院における奨学金基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるよう努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような種類の奨学金制度が利用できるのか、また、授業料免除などの措置があるのか具体的な記述がない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 7-2-1-2</b> 学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。		
<b>基準 7-3-1</b> 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。		
<b>解釈指針 7-3-1-1</b> 身体に障害のある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。		
<b>解釈指針 7-3-1-2</b> 身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めているかの記述がない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 7-3-1-3</b> 身体に障害のある学生に対しては、修学上の支援、実習・実験・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、身体に障害のある学生が在籍していないとの記述のみで、在籍することとなった場合にどのような配慮に努めるものとするかの記述がない。</li> </ul>	→ 仮に在籍することとなった場合に、現時点でどのような配慮をすることを予定又は検討しているか、考え方を記述ください。

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>基準 7-4-1</b> 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生のキャリア支援のためのガイダンスを実施しているなどの記述があるが、具体的内容や実施状況が分かる資料が添付されていない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 7-4-1-1</b> 学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。		
<b>基準 8-1-1</b> 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。		
<b>解釈指針 8-1-1-1</b> 教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>専任教員だけでなく、兼任教員及び兼任教員についても、その担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績等、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が学内外に開示されていることが必要であることから、開示されているかどうかを明記ください。なお、ウェブサイト等により開示されている場合は、そのアドレスを記述ください。</li> </ul>
<b>基準 8-1-2</b> 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 8-1-2-1</b></p> <p>教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>専任教員について、その担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績等、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が学内外に開示されていることが必要であることから、開示されているかどうかを明記ください。なお、ウェブサイト等により開示されている場合は、そのアドレスを記述ください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 8-1-2-2</b></p> <p>基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されていることが望ましい。</p>		
<p><b>解釈指針 8-1-2-3</b></p> <p>基準8-1-2に規定する専任教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条に規定する教員の数に算入することができない。</p>		
<p><b>解釈指針 8-1-2-4</b></p> <p>基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準8-1-2に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる専・他教員として算入できる数を超えて専・他教員としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」で法科大学院に置くものとする専任教員数(必置教員数)の3分の1以内の数については、他の学部・研究科(専攻)の教員数に算入(ダブルカウント)できます。(平成25年度まで)</li> <li>なお、上記の上限を超える数については、兼任教員(いわゆる学内非常勤講師)の扱いとなります。</li> <li>ただし、他研究科(専攻)の博士後期課程を担当する教員の数には法科大学院に置くものとする専任教員の数すべてを算入(ダブルカウント)できます。</li> </ul>



基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>基準 8-1-3</b>            教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の採用及び昇任に関して、教授会で決定するなどの記述にとどまり、教員の教育上の指導能力を適切に評価するための体制・審査の仕組みの具体的な記述・参考資料がない。また、専任教員に関する取扱いのみが記述され、兼任教員・兼任教員に関する取扱いが明確でない。</li> </ul>	<p>→ 例えば、教授会で採用・昇任を審議・決定するに当たり、事前に選考委員会を開催し、業績内容・教育上の指導能力を審査することとしているなど具体的に記述ください。また、選考基準・審査の仕組み等が確認できる規程・申し合わせを添付ください。</p> <p>→ 専任教員、兼任教員、兼任教員で採用・昇任の基準・選考の仕組みが異なるのであれば、それぞれについて具体的に記述ください。</p>
<p><b>基準 8-2-1</b>            法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。</p>		
<p><b>解釈指針 8-2-1-1</b>            基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。</p>		
<p><b>解釈指針 8-2-1-2</b>            基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。</p>		
<p><b>解釈指針 8-2-1-3</b>            法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。</p>		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 8-2-1-4</b>            入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系4人、刑事法系4人、民法に関する分野4人、商法に関する分野2人、民事訴訟法に関する分野2人以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。</p>		
<p><b>解釈指針 8-2-1-5</b>            各法科大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。</p>		
<p><b>基準 8-2-2</b>            専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。</p>		
<p><b>解釈指針 8-2-2-1</b>            基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について、法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。</p>		
<p><b>解釈指針 8-2-2-2</b>            専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていること。</p>		
<p><b>基準 8-3-1</b>            基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」で法科大学院に置くものとする専任教員数（必置教員数）のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者となっています。（いわゆる実務家専任教員）</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 8-3-1-1</b>            基準 8-3-1 で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。</p>		
<p><b>解釈指針 8-3-1-2</b>            基準 8-3-1 に規定するおおむね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いわゆる実務家みなし専任教員（実・み）として算入できる数を超えて実・み教員としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実務家専任教員の必置数の 3 分の 2 以下の範囲内については、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であれば専任教員以外の者を充てることができます。（いわゆる実務家みなし専任教員）</li> <li>• なお、上記の上限を超える数については、兼任教員（いわゆる学外非常勤講師）の扱いとなります。</li> </ul>
<p><b>基準 8-3-2</b>            基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。</p>		
<p><b>基準 8-4-1</b>            各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• どの授業科目を教育上主要な授業科目と位置付けるのかが具体的に記述されていない。</li> </ul>	
<p><b>解釈指針 8-4-1-1</b>            基準 8-4-1 に掲げる授業科目のうち必修科目については、その授業のおおむね 7 割以上が、専任教員によって担当されていること。</p>		<p>→ 専任教員と兼任又は兼任教員が共同（オムニバス）で担当している授業科目については、専任教員が当該授業科目の内容・実施・成績評価にあたり責任を持っている場合にのみ「専任教員によって担当されている」ものとして分析ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象となる授業科目数は、一の授業科目が複数クラスで開設されている場合は、クラス単位で計算してください。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>基準 8-5-1</b> 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。		
<b>解釈指針 8-5-1-1</b> 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。なお、多くとも年間30単位以下であること。		
<b>基準 8-5-2</b> 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究専念期間制度を導入する予定である、検討中であるなどの記述はあるが、実際の検討の状況、今後の予定などが分かる記述・資料がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の導入について検討されている場合、どのような組織（例：教授会など）で検討が行われているか記述し、資料として議事要旨等検討の内容が確認できるものを添付ください。</li> </ul>
<b>基準 8-5-3</b> 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。		
<b>基準 9-1-1</b> 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。		
<b>解釈指針 9-1-1-1</b> 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。 法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。 ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。		
<b>解釈指針 9-1-1-2</b> 専任の長が置かれていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の長の正式名称が確認できる資料（組織規程等）を添付ください。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>解釈指針 9-1-1-3</b> 法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学院が研究科の一専攻として開設されている場合、法科大学院の運営に関する会議での審議結果が研究科内で尊重されているかどうかの記述がない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 9-1-1-4</b> 平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者については、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学院の運営に関する会議の構成員にみなし専任教員が含まれていると記述があるが、それを確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	→ 当該会議の規程（教授会規程など）など、構成員となっていることがわかる資料を添付ください。
<b>基準 9-1-2</b> 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。		
<b>解釈指針 9-1-2-1</b> 法科大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置は、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>事務組織の組織図を添付ください。また、組織図は担当業務内容を明記したものとしてください。</li> </ul>
<b>解釈指針 9-1-2-2</b> 法科大学院の管理運営を適切に行うために、職員の能力の向上を図るよう努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修が実施されているとあるが、本法科大学院の事務を担当する職員がどの程度参加しているか確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	→ 資料として、研修期間、研修名、法科大学院の事務を担当する職員による参加人数などが確認できる資料を添付ください。
<b>基準 9-1-3</b> 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。		
<b>解釈指針 9-1-3-1</b> 法科大学院の設置者が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学院の教育活動等を適切に実施するに十分な経費が配分されているとの記述はあるが、その内容を確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	→ 自己評価書提出時には、評価実施前年度の予算・決算書を参考資料として添付ください。（評価実施年度の予算書があれば併せて添付願いたい。）また、通常に執行する以外の経費（特別経費等）がある場合には、当該経費についても記述し、内容を確認できる資料を添付ください。

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>解釈指針 9-1-3-2</b> 法科大学院の設置者が、法科大学院において生じる収入又は法科大学院の運営のために提供された資金等について、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。		
<b>解釈指針 9-1-3-3</b> 法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学院の設置者（学長等）が法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会が設けられているかの記述がない。</li> </ul>	
<b>基準 9-2-1</b> 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。		
<b>基準 9-2-2</b> 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。		
<b>解釈指針 9-2-2-1</b> 法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。		
<b>基準 9-2-3</b> 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するための体制についての記述がない。</li> </ul>	→ 例えば、自己点検・評価の結果を自己点検評価委員会において分析し、カリキュラム関係については教務委員会に、授業内容についてはFD委員会に付託し検討する体制としているなど、法科大学院において実施されている体制について具体的に記述ください。
<b>解釈指針 9-2-3-1</b> 自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>基準 9-2-4</b> 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>FD活動として実施している外部者による授業参観や地元弁護士会との懇談会のみをもって外部評価と位置付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準で求める外部評価とは、法科大学院が実施した自己点検・評価の結果について、各法科大学院の依頼に基づいて学外の者が評価を行うことをいいます。</li> </ul>
<b>解釈指針 9-2-4-1</b> 法科大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。		
<b>基準 9-3-1</b> 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。		
<b>基準 9-3-2</b> 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。		
<b>解釈指針 9-3-2-1</b> 教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。 (1) 設置者 (2) 教育上の基本組織 (3) 教員組織 (4) 収容定員及び在籍者数 (5) 入学者選抜 (6) 標準修了年限 (7) 教育課程及び教育方法 (8) 成績評価及び課程の修了 (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度 (10) 修了者の進路及び活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイト、パンフレット等により、(1)～(10)の各事項を公表しているところがあるが、どの事項がどの媒体に記載されているかが分かる記述がなく確認が困難であった。また、公表しているとあるが、実際には見あたらないこともあった。</li> </ul>	<p>→ 解釈指針に掲げられている各事項がウェブサイト、パンフレット等のどの部分に記載されているか、また、求められている内容となっているか確認のうえ、各事項と公表媒体との関係を明確に記述ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)～(10)はもれなく公表されていることが必要です。</li> </ul>
<b>基準 9-4-1</b> 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。		

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<p><b>解釈指針 9-4-1-1</b> 「評価の基礎となる情報」には、基準 9-2-1 に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準 9-3-2 に規定する公表に係る文書を含む。</p>		
<p><b>解釈指針 9-4-1-2</b> 評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の基礎となる情報の保管の期間が 5 年間とされているかの記述がない。また、記述があってもそれを確認できる資料が添付されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 年間の保管年限については、文書管理規程等で規定されている、法科大学院として運用で 5 年間保管することとされているなど、明確に記述ください。</li> </ul>
<p><b>解釈指針 9-4-1-3</b> 「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。</p>		
<p><b>基準 10-1-1</b> 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。</p>		
<p><b>解釈指針 10-1-1-1</b> 教室、演習室及び実習室は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義室、演習室等の数や広さなど具体的な状況が記述されていないため、法科大学院における授業を支障なく実施することができるものであるか確認できない。</li> </ul>	<p>→ 講義室〇〇㎡2室、演習室〇〇㎡3室というように具体的な数字を掲げて記述ください。また、法科大学院が使用する施設の配置を確認することができる平面図を添付ください。なお、平面図には当該施設が明確になるよう、部屋の名称の記入及び色を付けるなどの工夫をお願いします。</p>
<p><b>解釈指針 10-1-1-2</b> 教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき 1 室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤専任教員に各 1 室の研究室が備えられていることが分かる資料の例としては、専任教員室一覧や当該教員室に色を付けた平面図などが考えられます。</li> <li>非常勤教員に対しても、授業等の準備を行うスペースとして確保されていること</li> </ul>



基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
		を、具体的な部屋名称を掲げて記載し、当該スペースに色を付けた平面図を添付ください。
<b>解釈指針 10-1-1-3</b> 教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員が学生と面談するスペースの設置状況についての記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生と面談するスペースとしては、教員室や専用の学生面談室等が考えられますが、法科大学院が使用している施設名称を明確に記述ください。</li> </ul>
<b>解釈指針 10-1-1-4</b> すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースを確保するよう努めていること。		
<b>解釈指針 10-1-1-5</b> 学生の自習室については、学生が基準 10-3-1 で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。 自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>有機的連携の確保の例として、自習室が図書館と同じ建物内にあるとか、自習室が図書館とは別キャンパスの建物にあるものの、定期的かつ頻繁に図書が搬送される仕組みが確保されているなどにより、図書資料の利用が支障なくできているなどが考えられます。</li> </ul>
<b>解釈指針 10-1-1-6</b> 法科大学院の図書館等を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義室、演習室、自習室などが法科大学院専用の施設であるのか、共用であるのかの記述がない。</li> <li>他専攻、他研究科と共用の施設（講義室、演習室、自習室）があるが、法科大学院の教育及び研究等に支障なく使用することができる状況であるかの記述がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 法科大学院が使用している施設全てについて、専用か共用であるかを分析したうえで記述ください。</li> <li>→ 例えば、講義室が共用の施設である場合には、申し合わせを締結し共同で管理することとしており支障なく使用できる状況にある、また、図書館などでは、全学の図書館の運営に関する委員会等に法科大学院教員が委員として管理に参画することで法科大学院の意見を汲み取ることとなっており支障なく使用できる状況にあるなど分析結果を具体的に記述ください。</li> </ul>

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
<b>基準 10-2-1</b> 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。		
<b>基準 10-3-1</b> 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。		
<b>解釈指針 10-3-1-1</b> 法科大学院の図書館は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学院の専用でない図書館について、どのように管理に参画し、また、支障なく使用できているのかの記述がない。</li> </ul>	→ 解釈指針 10-1-1-6 同様、例えば、全学の図書館の運営に関する委員会等に法科大学院教員が委員として管理に参画することで法科大学院の意見を汲み取ることとなり支障なく使用できる状況にあるなど分析結果を具体的に記述ください。
<b>解釈指針 10-3-1-2</b> 法科大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。		
<b>解釈指針 10-3-1-3</b> 法科大学院の図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館職員に法情報調査に関する基本的素養が備わっている者が配置されているかの記述がない。</li> </ul>	→ 図書館職員に法情報調査に関する基本的素養が備わっていることが確認できる例として、法律図書館連絡会等が主催する研究会・セミナーに参加し法律情報に関する知識を修得するなどしていることなどが考えられます。
<b>解釈指針 10-3-1-4</b> 法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>参考資料として、蔵書リストを添付ください。</li> </ul>
<b>解釈指針 10-3-1-5</b> 法科大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学院の図書館が所蔵する図書及び資料に係る適切な管理及び維持に関する記述がない。</li> </ul>	→ 図書の適切な管理及び維持の例として、図書の持ち出しを防止するシステムの導入、法科大学院教員が図書の選定を行う、

基準、解釈指針	これまでの評価において見られた事例	備 考
		学生の希望に応じた図書の購入を検討する、蔵書のデータベース化を図りオンライン検索に供するなどが考えられます。
<b>解釈指針 10-3-1-6</b> 法科大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するための必要な体制が整えられているかについて記述がない。</li> </ul>	
<b>解釈指針 10-3-1-7</b> 法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法科大学院の図書館に整備されている設備及び機器についての具体的な記述がない。</li> </ul>	